

ごみステーション管理者の責務

ごみステーション管理者は、次に掲げる責務を負う。

- 1 ごみステーション及び排出されたものを適正に管理すること。
- 2 ごみステーションを利用する者に対し、ごみの区分ごとの分別方法、排出場所、収集曜日、排出時間等を周知徹底すること。また、排出場所を周知する際は、直接現場を案内し周知徹底すること。
- 3 度重なる周知にもかかわらず違反状態が甚だしく改善が見られない場合、岡崎市職員の立ち会いのもと、違反ごみ袋の調査を行い、排出者へ直接指導を行うこと。
- 4 ごみステーション付近の路上駐車防止策及び不法投棄防止策を講ずる等、収集作業に支障がないようにすること。
- 5 町総代と協力し、収集作業後の清掃を実施し、常にごみステーションの清潔を保持すること。
- 6 ごみステーションの管理に関し、町総代から協力要請がある場合は、管理者から住民に対し積極的に参加させるよう指導すること。
- 7 店舗及び事務所等と併用するアパート・マンションのごみステーションにおいては、ごみステーションへ事業系ごみが排出されないよう指導をすること。
- 8 その他、必要とする処置を講じること。

上記内容は、「岡崎市アパート・マンション建築又は宅地造成に伴うごみステーションの設置及び管理に関する指導要綱第8条」に規定されています。